

2022. 7. 29. DF相続対策セミナー

なるべく法的に揉めない遺言を、
元気なうちに作りましょう。その2

～遺産分割、遺言、遺留分侵害額請求の基礎～

弁護士 見玉 譲

[設 例] 都下に住むX氏(82歳)の相続の法的対策は？

事情 元気なうちに遺言を作成したい。

財産 資産は次の通り 合計1億2000万円 / 負債はない。

①都下の自宅土地建物 (時価5000万円)

②預貯金 4000万円

③上場会社の株式 (時価は長年安定的 合計3000万円)

内訳 a社株2000万円、 b社株1000万円

□推定相続人 妻は数年前に他界し、子A, B, C 3人がいる。とくに不仲ということはない。

長男A(58歳) 都内港区在住。 芸術家生活で生計。 賃貸アパート暮らしで**不動産は所有せず**、子供はいない。妻と2人暮らし。 **妻は、郊外の戸建てに住みたい。**

次男B(53歳) さいたま市在住。会社の取締役。分譲マンション1戸を所有・居住。
子供は皆独立、妻と2人暮らし。 退職後は、**都下の自宅(父所有)**に戻りたい。

長女C(43歳) 川崎市在住。看護師。 **不動産は所有せず**。10年前に夫に先立たれ、
高校生の娘と2人暮らし。将来は、**都下の自宅(父所有)**から出勤したい。
これまで何かと父Xのことを気遣い、Xから大変親孝行だと思われる。

[追加事情] 遺言書作成後間もなく相続開始となった場合

X氏が、次の通り生前贈与していたとき

長男Aに対して、7年前に、アトリエ資金として1000万円

長女Cに対して、9年前に、看護大学の教育資金として500万円

Q1 遺言は必要か？

遺産分割は揉めやすい!!

相続人が複数いれば、共同相続

遺言がないとき ⇒ 相続分に応じた遺産共有となる ⇒ 遺産分割の必要・・・「争族」!!

遺産分割の流れは・・・ 協議 ⇒ 家裁調停 ⇒ 家裁審判

兄弟みんな仲良く決めようとしても、揉めることが多い。 大抵は、配偶者が口を

出して紛糾の元になる !!

Q2 事前に推定相続人たちの希望を聞くのは？

「争族」の前哨戦となりがち。自主的な遺言作成や、後日の遺言の変更、遺産の生前処分にも支障。

Q3 どんな遺言が必要か？ 方式面

公正証書遺言 = 遺言の内容を公証人が聞き取り公正証書にするもの

→ 家裁の検認不要

→ 意思確認できる。様式違反、偽造、破棄、隠匿の恐れなし。

→ 偽造ではないのか、遺言者の真意なのか、というトラブルも回避

Q4 どんな遺言がより適切か? 内容面

1. 特定財産承継遺言のすすめ

特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言 = 遺産分割の方法の指定

⇒ 遺言の対象たる遺産は、遺産分割なくして、遺言により確定的に権利が移転。

パターン1 「□□の土地は、Aに相続させる」、「○○の預金は、Bに相続させる」

⇒ 死亡＝相続開始により確定的に□□の土地はAに所有権移転し、○○の預金はB

に帰属する。 ⇒ 遺産分割は不要 !!

パターン2 「□□の土地は、A、B、Cの1対2対3の共有とする」

⇒ 相続開始により確定的に□□の土地はA、B、Cの1対2対3の共有となる。

⇒ 遺産分割は不要。また当面は揉めないかも。

しかし、将来的に単独所有や売却には → 共有物分割(大体もめる)が必要

パターン3 「遺産は、Aに6分の1を、Bに3分の1を、Cに2分の1を取得させる」

「相続分の指定」 = 特定の相続人に法定相続分と異なった割合を与える遺言

a 個々の遺産について具体的な権利を取得させるものではない

⇒ 遺産分割が必要となる

b 個々の遺産がその割合で共有となるとの解釈では

⇒ 遺産分割は不要 → 共有物分割が必要

2. 遺言で遺産を網羅しておくこと

「その他一切の遺産は、 Aに相続させる」 という記載の勧め

そうしないとき ⇒ 遺産分割が必要となる

3. 実際に遺産分割となった場合に揉める付随事情

被相続人の生前における相続人による使途不明金の問題

EX 被相続人の預金からの引き出しなど

その相続人が認めた場合 → 遺産に加算して遺産分割へ

その相続人が否認した場合 → 遺産分割では解決できず、別途訴訟などで争う

Q 5 遺言なら、どこまでも自由に財産処分ができるのか？

被相続人は、原則として自分の財産の処分は自由

しかし

遺留分 = 一定の相続人の遺産に対する持分的権利で、被相続人が自由処分できないもの

配偶者、子の遺留分は法定相続分の $1/2$

直系尊属の遺留分は法定相続分の $1/3$

兄弟姉妹は遺留分なし

Q 6 遺留分を侵害する遺言がなされたら？

遺留分侵害 = 遺言などにより特定の相続人の取得分が**遺留分額に満たない場合**

遺言により、相続開始をもって**確定的に権利移転 = 遺留分侵害額請求により権利**

移転の効力は左右されない。

↓

対策： **遺留分侵害額請求 = 当事者は、侵害額について金銭的な清算を請求できる**

(民法改正 令和元年(2019年)7月1日以降の相続について)

遺言者としての対策 = 遺留分の侵害とならないよう遺産や価額、多額の生前贈与などを把握

遺留分侵害額請求では、不動産など遺産の評価等で揉めることが多い

□ 設例における子A, B, Cの遺留分額 (単位 万円)

$$\begin{aligned} (1) \text{ 遺留分の基礎となる財産} &= \text{遺産} 12000 + \text{A、Cへの生前贈与} 1500 \\ &= 13500 \end{aligned}$$

相続人への生前贈与は ①相続開始前の10年間のもので、②婚姻や養子縁組の

ため又は生計の資本として受けた贈与(特別受益)の場合に、遺留分の基礎財産に加算

A、Cへの贈与は、これに該当する。

(2)各自の遺留分額の算定

遺留分の基礎となる財産 × 各自の遺留分割合 (法定相続分 $1/3$ の $1/2$)

$$13500 \times 1/6 = 2250$$

更に、生前贈与額を控除

長男Aの遺留分額 $2250 - 1000 = 1250$

次男Bの遺留分額 2250

長女Cの遺留分額 $2250 - 500 = 1750$

□設例におけるX氏の遺言 (単位 万円)

長女Cに 自宅土地建物 5000、預貯金3000 > 遺留分1750

次男Bに 全株式 3000 > 遺留分2250

長男Aに 預貯金 1000 < 遺留分1250

長男Aの取得分は遺留分額に満たない ⇒ 遺留分の侵害となる

Aは、BとCに(按分して)遺留分侵害額請求できる

⑨ 実際は、Aとしては、遺留分額を多めに算定するために、自宅土地建物についてより高い鑑定評価を望み、相続人間で、不動産評価をめぐる紛争も生じうる

Q 7 遺留分を侵害しないで、長女Cに手厚くする例

生命保険金の活用

□設例におけるX氏の遺言 その2 (単位 万円)

遺留分侵害額請求が起きないようにしたい!!

○長女C 自宅土地建物 5000、預貯金1000

○次男B 全株式 時価3000

○長男A 預貯金 3000

プラス

長女C 4000 の生命保険を手配(受取人を亡妻からCに変更)

☆ 「争族」対策のポイント

1. 自主的に、なるべく特定財産承継遺言を公正証書で。

△推定相続人たちに希望など聞くことは ?・・・避けた方がよい。紛争の前哨戦となる。

△割合的な遺言、共有とする遺言は ?・・・避けた方がよい。 後々「分割」紛争の元。

2. 遺産分割の余地をなるべく残さない。

3. 遺留分を尊重。 遺留分侵害額請求の余地をなるべく残さない。

元気なうちに、遺産と評価額、多額の生前贈与額も把握。

✿ ご清聴ありがとうございました

